

第2号協議案

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の
一部を改正する条例（案）について

上記協議案を提出する。

令和7年2月3日

都区協議会会長

小池 百合子

（説 明）

地方自治法第282条の2第2項の規定に基づき、都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部改正について協議する必要があるので、この案を提出する。

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（案）について

一 改正の目的

都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の主体的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金の算定基準を改めるほか、規定を整備する。

二 改正の内容

1 交付金の総額について、配分割合を変更する。
（第三条、附則第三項及び第四項）

2 普通交付金及び特別交付金の割合を変更する。
（第四条）

3 単位費用を改める。

(第十条別表関係)

4 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴い、所要の規定整備を行う。

(附則第二項)

三 施行期日

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

第 号議案

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年 月 日

提出者

東京都知事

小池百合子

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「千分の五百五十一」を「百分の五十六」に改める。

第四条第二項中「百分の九十五」を「百分の九十四」に改め、同条第三項中「百分の五」を「百分の六」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第十条関係）

一 経常的経費

経費の種類	測定単位	単位費用
-------	------	------

2		1		七		4		3		2		六		2		1		五		4		3		2			
中学校費		小学校費		教育費		公園費		道路橋りよう費		都市整備費		建築公害費		土木費		産業経済費		生活経済費		経済労働費		処理処分費		収集車両費		収集作業費	
学級数	生徒数	学級数	学校数	児童数	公園面積	道路面積	人口	人口	事業所数	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口
一学級につき	一人につき	一校につき	一学級につき	一人につき	一平方メートルにつき	一平方メートルにつき	一人につき	一人につき	一箇所につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一、七六七、二九二円	七四、五八三元	一一六、四九八、五〇二元	一、二一四、五六九円	六九、八九一元	一、六〇八円	七八円	一、一六六円	二、六七八円	五九、三一四円	四七四円	二、八九九円	一、五九一元	五、七六一円														

附 則

人口

一人につき

四、八〇五円

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年東京都条例第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「」第二条」を「」第二条第一項」に改める。

(都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

(令和三年東京都条例第八号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「千分の五百五十一」を「百分の五十六」に改める。

(経過措置)

4 この条例による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例

第三条第二項各号中、当該年度の前年度以前の年度が令和五年度又は令和六年度である場合には、「交付金総額」とあるのは「調整税の収入額と法人事業税交付対象額と固定資産税減収補填特別交付金額との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」と、
「交付金見込額」とあるのは「調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額と固定資産税減収補填特別交付金額の見込額の合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

（提案理由）

都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金の算定基準を改めるほか、規定を整備する必要がある。

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条及び第二条（現行のとおり） （交付金の総額）</p> <p>第三条 交付金の総額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる市町村税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する固定資産税、都民税及び特別土地保有税（以下「調整税」という。）の収入額と法人の行う事業に対する事業税の収入額（標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業に対する事業税の収入額に相当する額から当該額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の二の七第一項に規定する標準税率超過率を乗じて得た額を控除した額）に同令第三十五条の四の五の規定による率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による特別区及び各市町村の従業者数であん分して得た額のうち特別区に係る額（以下「法人事業税交付対象額」という。）との合算額に百分の五十六を乗じて得た額（次項において「交付金総額」という。）とする。</p> <p>2 毎年度分として交付すべき交付金の総額は、当該年度における調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額の合算額に百分の五十六を乗じて得た額（以下この項において「交付金見込額」という。）に第一号の額を加算し、又は当該年度における交付金見込額から第二号の額を減額した額とする。</p> <p>一及び二（現行のとおり） （交付金の種類等）</p> <p>第四条（現行のとおり）</p> <p>2 毎年度分として交付すべき普通交付金の総額は、交付金の総額の百分の九十四に相当する額とする。</p> <p>3 毎年度分として交付すべき特別交付金の総額は、交付金の総額の百分の六に相当する額とする。</p> <p>第五条から第十八条まで（現行のとおり） 別表（第十条関係）</p>	<p>第一条及び第二条（略） （交付金の総額）</p> <p>第三条 交付金の総額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる市町村税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する固定資産税、都民税及び特別土地保有税（以下「調整税」という。）の収入額と法人の行う事業に対する事業税の収入額（標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業に対する事業税の収入額に相当する額から当該額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の二の七第一項に規定する標準税率超過率を乗じて得た額を控除した額）に同令第三十五条の四の五の規定による率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による特別区及び各市町村の従業者数であん分して得た額のうち特別区に係る額（以下「法人事業税交付対象額」という。）との合算額に百分の五百五十一を乗じて得た額（次項において「交付金総額」という。）とする。</p> <p>2 毎年度分として交付すべき交付金の総額は、当該年度における調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額の合算額に百分の五百五十一を乗じて得た額（以下この項において「交付金見込額」という。）に第一号の額を加算し、又は当該年度における交付金見込額から第二号の額を減額した額とする。</p> <p>一及び二（略） （交付金の種類等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 毎年度分として交付すべき普通交付金の総額は、交付金の総額の百分の九十五に相当する額とする。</p> <p>3 毎年度分として交付すべき特別交付金の総額は、交付金の総額の百分の五に相当する額とする。</p> <p>第五条から第十八条まで（略） 別表（第十条関係）</p>

一 経常的経費		経費の種類	測定単位	単 位 費 用
一 議会総務費		1 議会総務費	人口	一人につき 四〇、八四九円
二 民生費		1 社会福祉費	人口	一人につき 一六、二八六円
		2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき 七四、一三二円
3 生活保護費		3 生活保護費	被保護者数	一人につき 一八七、六三九円
4 児童福祉費		4 児童福祉費	十八歳未満人口	一人につき 一六四、二七二円
			区立保育所入所児童数	一人につき 一、六四五、四八六円
			私立保育所入所児童数	一人につき 七二七、九一五円
5 国民健康保険事業助成費		5 国民健康保険事業助成費	被保険者数	一人につき 一四、五六二円
6 後期高齢者医療制度事業助成費		6 後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	一人につき 七九、六三五円
三 衛生費		1 衛生費	人口	一人につき 一〇、七〇八円
四 清掃費		1 清掃総務費	人口	一人につき 四七五円
		2 収集作業費	人口	一人につき 五、七六一円
		3 収集車両費	人口	一人につき 一、五九一元
		4 処理処分費	人口	一人につき 二、八九九円
五 経済労働費		1 生活経済費	人口	一人につき 四七四円
		2 産業経済費	事業所数	一箇所につき 五九、三一四円
六 土木費		1 建築公害費	人口	一人につき 二、六七八円

一 経常的経費		経費の種類	測定単位	単 位 費 用
一 議会総務費		1 議会総務費	人口	一人につき 二四、七四三円
二 民生費		1 社会福祉費	人口	一人につき 一五、一八八円
		2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき 七五、九七四円
3 生活保護費		3 生活保護費	被保護者数	一人につき 一八八、八七五円
4 児童福祉費		4 児童福祉費	十八歳未満人口	一人につき 一四九、二四二円
			区立保育所入所児童数	一人につき 一、五五九、七五九円
			私立保育所入所児童数	一人につき 七一三、六六六円
5 国民健康保険事業助成費		5 国民健康保険事業助成費	被保険者数	一人につき 一三、三五八円
6 後期高齢者医療制度事業助成費		6 後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	一人につき 七九、二〇九円
三 衛生費		1 衛生費	人口	一人につき 九、九八二円
四 清掃費		1 清掃総務費	人口	一人につき 四六〇円
		2 収集作業費	人口	一人につき 五、五三八円
		3 収集車両費	人口	一人につき 一、五五四円
		4 処理処分費	人口	一人につき 二、七三三円
五 経済労働費		1 生活経済費	人口	一人につき 四五三円
		2 産業経済費	事業所数	一箇所につき 七四、八三四円
六 土木費		1 建築公害費	人口	一人につき 二、四八三円

二 投資的経費			二 投資的経費		
経費の種類	測定単位	単位費用	経費の種類	測定単位	単位費用
一 議会総務費	人口	一人につき	一 議会総務費	人口	一人につき
二 民生費	人口	一人につき	二 民生費	人口	一人につき
1 社会福祉費	人口	一人につき	1 社会福祉費	人口	一人につき
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき
3 児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき	3 児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき
三 衛生費	人口	一人につき	三 衛生費	人口	一人につき
1 衛生費	人口	一人につき	1 衛生費	人口	一人につき
四 清掃費	人口	一人につき	四 清掃費	人口	一人につき
1 衛生費	人口	一人につき	1 衛生費	人口	一人につき
二 投資的経費			二 投資的経費		
八 その他諸費	元利償還金	一円につき	八 その他諸費	元利償還金	一円につき
1 公債費	元利償還金	一円につき	1 公債費	元利償還金	一円につき
2 財産費	年度支払額	一円につき	2 財産費	年度支払額	一円につき
3 その他行政費	人口	一人につき	3 その他行政費	人口	一人につき
七 教育費	公園面積	一平方メートルにつき	七 教育費	公園面積	一平方メートルにつき
4 公園費	公園面積	一平方メートルにつき	4 公園費	公園面積	一平方メートルにつき
1 小学校費	児童数	一人につき	1 小学校費	児童数	一人につき
2 中学校費	学級数	一学級につき	2 中学校費	学級数	一学級につき
3 その他の教育費	児童生徒数	一人につき	3 その他の教育費	児童生徒数	一人につき
1 公債費	元利償還金	一円につき	1 公債費	元利償還金	一円につき
2 財産費	年度支払額	一円につき	2 財産費	年度支払額	一円につき
3 その他行政費	人口	一人につき	3 その他行政費	人口	一人につき
七 教育費	公園面積	一平方メートルにつき	七 教育費	公園面積	一平方メートルにつき
4 公園費	公園面積	一平方メートルにつき	4 公園費	公園面積	一平方メートルにつき
1 小学校費	児童数	一人につき	1 小学校費	児童数	一人につき
2 中学校費	学級数	一学級につき	2 中学校費	学級数	一学級につき
3 その他の教育費	児童生徒数	一人につき	3 その他の教育費	児童生徒数	一人につき
1 公債費	元利償還金	一円につき	1 公債費	元利償還金	一円につき
2 財産費	年度支払額	一円につき	2 財産費	年度支払額	一円につき
3 その他行政費	人口	一人につき	3 その他行政費	人口	一人につき

1 議会総務費	人口	一人につき	1 議会総務費	人口	一人につき
2 民生費	人口	一人につき	2 民生費	人口	一人につき
1 社会福祉費	人口	一人につき	1 社会福祉費	人口	一人につき
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき
3 児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき	3 児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき
三 衛生費	人口	一人につき	三 衛生費	人口	一人につき
1 衛生費	人口	一人につき	1 衛生費	人口	一人につき
四 清掃費	人口	一人につき	四 清掃費	人口	一人につき
1 衛生費	人口	一人につき	1 衛生費	人口	一人につき
二 投資的経費			二 投資的経費		
八 その他諸費	元利償還金	一円につき	八 その他諸費	元利償還金	一円につき
1 公債費	元利償還金	一円につき	1 公債費	元利償還金	一円につき
2 財産費	年度支払額	一円につき	2 財産費	年度支払額	一円につき
3 その他行政費	人口	一人につき	3 その他行政費	人口	一人につき
七 教育費	公園面積	一平方メートルにつき	七 教育費	公園面積	一平方メートルにつき
4 公園費	公園面積	一平方メートルにつき	4 公園費	公園面積	一平方メートルにつき
1 小学校費	児童数	一人につき	1 小学校費	児童数	一人につき
2 中学校費	学級数	一学級につき	2 中学校費	学級数	一学級につき
3 その他の教育費	児童生徒数	一人につき	3 その他の教育費	児童生徒数	一人につき
1 公債費	元利償還金	一円につき	1 公債費	元利償還金	一円につき
2 財産費	年度支払額	一円につき	2 財産費	年度支払額	一円につき
3 その他行政費	人口	一人につき	3 その他行政費	人口	一人につき

1	収集作業費	人口	一人につき	六一七円
2	処理処分費	人口	一人につき	三、一〇三円
五	経済労働費			
1	生活経済費	人口	一人につき	四六六円
六	土木費			
1	建築公害費	人口	一人につき	一、四六三円
2	都市整備費	人口	一人につき	二二六円
3	道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	一七五円
4	公園費	人口	一人につき	一、八六四円
七	教育費			
1	小学校費	学校数	一校につき	二四一、六八四、六五六円
2	中学校費	学校数	一校につき	二五二、三五五、五〇〇円
3	その他の教育費	児童生徒数	一人につき	一〇、一七二円
		園児数	一人につき	二〇七、五四二円
		人口	一人につき	四、八〇五円

1	収集作業費	人口	一人につき	五九八円
2	処理処分費	人口	一人につき	三、一三二円
五	経済労働費			
1	生活経済費	人口	一人につき	三七九円
六	土木費			
1	建築公害費	人口	一人につき	一、八五二円
2	都市整備費	人口	一人につき	二二一円
3	道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	一六八円
4	公園費	人口	一人につき	二、一四八円
七	教育費			
1	小学校費	学校数	一校につき	二五七、九一三、五〇〇円
2	中学校費	学校数	一校につき	二七四、〇六九、八八九円
3	その他の教育費	児童生徒数	一人につき	九、四七四円
		園児数	一人につき	三二一、六八一円
		人口	一人につき	五、六三七円

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年東京都条例第八十号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>附則 1から8まで（現行のとおり）</p> <p>9 新条例第十二条第一項の規定の適用については、令和二年度以後の各年度においては、当分の間、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令第二条の規定により読み替えられた施行令第二百十条の十二第一項の規定に基づき、新条例第十二条第一項中「の収入見込額に」とあるのは、「並びに地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる地方特例交付金の収入見込額に」とする。</p> <p>10から13まで（現行のとおり）</p>	<p>附則 1から8まで（略）</p> <p>9 新条例第十二条第一項の規定の適用については、令和二年度以後の各年度においては、当分の間、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令第二条の規定により読み替えられた施行令第二百十条の十二第一項の規定に基づき、新条例第十二条第一項中「の収入見込額に」とあるのは、「並びに地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条の規定により当該特別区に交付するものとされる地方特例交付金の収入見込額に」とする。</p> <p>10から13まで（略）</p>

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（令和三年東京都条例第八号）新旧対照表（抄）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1から4まで （現行のとおり）</p> <p>（令和九年度及び令和十年度における交付金総額等の読替え）</p> <p>5 新条例第三条第二項の規定の適用については、当該年度の前年度以前の年度が令和七年度又は令和八年度である場合には、同項第一号中「交付金総額」とあるのは「調整税の収入額と法人事業税交付対象額と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額（以下「固定資産税減収補填特別交付金額」という。）との合算額に百分の五十六を乗じて得た額」と、「交付金見込額」とあるのは「調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額と固定資産税減収補填特別交付金額との合算額に百分の五十六を乗じて得た額」と、「交付金見込額」とあるのは「調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額と固定資産税減収補填特別交付金額の見込額との合算額に百分の五十六を乗じて得た額」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1から4まで （略）</p> <p>（令和九年度及び令和十年度における交付金総額等の読替え）</p> <p>5 新条例第三条第二項の規定の適用については、当該年度の前年度以前の年度が令和七年度又は令和八年度である場合には、同項第一号中「交付金総額」とあるのは「調整税の収入額と法人事業税交付対象額と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額（以下「固定資産税減収補填特別交付金額」という。）との合算額に百分の五百五十一を乗じて得た額」と、「交付金見込額」とあるのは「調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額と固定資産税減収補填特別交付金額との合算額に百分の五百五十一を乗じて得た額」と、「交付金見込額」とあるのは「調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額と固定資産税減収補填特別交付金額の見込額との合算額に百分の五百五十一を乗じて得た額」とする。</p>